

平成 18 年 7 月 19 日

企業会計審議会 第 11 回企画調整部会

“わが国会計基準のコンバージェンスの加速化”

専門委員 藤沼 亜起

本日は、日本公認会計士協会の理事会が、夏季研究大会に関連して、福岡市で開催されますので、残念ながら企画調整部会の議論に参加できませんことをお詫び申し上げます。会計基準のコンバージェンスの問題は、わが国の資本市場の国際性、財務情報の作成コスト及び比較可能性の問題、そして長期的には企業の国際競争力にも影響を与える問題であると認識していますので、私の意見を紙面で述べさせていただきます。

国際基準としての I F R S の認知度

I F R S は現在 100 カ国以上の国々で受け入れられ、F A S B の作成する米国基準(以下、U S G A A P)と並び、会計基準の“実質的な国際基準”として認知されるようになった。現在 I A S B と F A S B の両者は 2002 年 10 月のノーウオーク合意及び 2006 年 2 月の M O U に従って、両基準間の差異の縮小を目標にコンバージェンスの作業を精力的に進めている。

一方、S E C と E C は、2005 年 4 月にロードマップを公表し、両基準のコンバージェンスを加速させること等を条件に、2009 年以降 U S G A A P への差異調整表を不要とすることなど、いわゆる両基準の相互承認を目指すことに合意している。

会計基準のコンバージェンスとその加速化の必要性

わが国の会計基準の I F R S とのコンバージェンスは、A S B J の創設以来 5 年間に亘って慎重に進められてきた結果、2005 年の 7 月に E C の C E S R により、“全体として同等”との評価を受けた。しかしながら個別基準上の差異が存在することから 26 項目の補完措置が必要となり、A S B J はこれら差異の解消に鋭意努力してきた。

今後 E C は、2009 年以降の日本の会計基準の E U 資本市場における受け入れにつき、わが国のコンバージェンスの進捗状況をモニターし、2008 年 4 月頃までに最終報告書を作成する予定であると聞いている。つまり具体的な期限が提示

されたわけである。

“重要な差異” 解消のための作業計画書の作成

わが国会計基準のコンバージェンスの状況を見ると、A S B J の努力で既に対応済みのものがあるが、まだ未着手の項目が多々ある。特に補完計算書の作成が必要なもの及び定量的な開示が求められたものは、早急な対応が必要となると思われる。2008年を目標に具体的なコンバージェンスの作業計画書の作成を、A S B J にお願いしたい。

新たな差異の発生を避けること

A S B J が最近公表した会計基準を見ると、例えばストックオプションの会計基準のように、必ずしも I F R S 及び U S G A A P の両基準と一致しない箇所が見受けられる。

今後のコンバージェンス加速化の作業の過程で更なる差異が発生することがあるのか否か、気になるところである。

A S B J のリソースの問題とプロジェクトの選別

現在、A S B J は内外の要請から多くのプロジェクトを抱え、それに対応する研究員のリソースに不足があると聞いている。

公認会計士業界は、A S B J の創設以来、研究員などの人的リソースの最大提供者としてA S B J の活動を支えてきたが、現在、「監査品質の向上」を緊急の課題として、業界を挙げて取り組んでいるところであるので、大手監査法人にとっても有能な研究員の派遣が困難な状況になってきている。

コンバージェンスの加速化の要請は、A S B J の人手不足に拍車をかけるものとは承知しているが、先ず現行のプロジェクトを、国際的な会計基準間の整合性を図るという観点から優先度の再検討を行い、その上で各関係機関及び諸団体に必要最低限の人材派遣の要請を行うべきものと考えます。

以 上